

付議事項に当たらないとし却下！

10月30日、幹事間において「申」第8号（勤務時間前後の「科長用件」と称した時間外労働の強要に関する申し入れ）第10号（加藤誠二さんへの懲戒解雇処分撤回を求める申し入れ）第12号（東京都労働委員会の「救済命令」に基づく申し入れ）について回答を受けました。

＊「申」第8号

（勤務時間前後の「科長用件」と称した時間外労働の強要に関する申し入れ）

この申し入れは、9月17日に提出したもので、東京第二運輸所において、勤務時間前及び勤務終了後の組合員に対し突然一方的に「科長用件」と称して時間外労働を強要するという事態が発生したことに対して、一方的に「科長用件」として時間外労働を指示する行為を直ちに止めるように申し入れを行ったものでした。

会社は、この申し入れに対して、個別の話であり本社、本部間で業務委員会を開催しないとして却下しました。

＊「申」第10号

（加藤誠二さんへの懲戒解雇処分撤回を求める申し入れ）

この申し入れは、9月22日に提出したもので、昨年9月27日に「内部文書を窃取した」として不当にも懲戒解雇処分を受けた加藤誠二さんの解雇撤回と早期に職場復帰をさせることをあらためて求めた申し入れでした。

会社は、この申し入れに対して、協約・協定改訂交渉時に団体交渉で、「地方の苦情処理会議で議論した」との回答を行っていると、全く取りあおうとせず、しかも、毎年「申」を持って来ても回答（業務委員会）は行わないと、誠実の欠片もない姿勢に終始しました。

＊「申」第12号

（東京都労働委員会の「救済命令」に基づく申し入れ）

この申し入れは、9月25日に提出したもので、東京都労働委員会が下した命令（会社が組合員に対して行った訓告処分を不当労働行為と認定。その訓告処分をなかったものとして取り扱い、訓告処分を理由とした期末手当の減額分の支払い）の履行を求めた申し入れでした。

会社は、この申し入れに対して、問答無用に業務委員会の付議事項に当たらないとして却下しました。

